

第 6463 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 19日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 借地権の無償返還

Q: 借地権の無償返還は、どのような場合に認められますか?

A: 次のよう場合には認められます。

【解説】

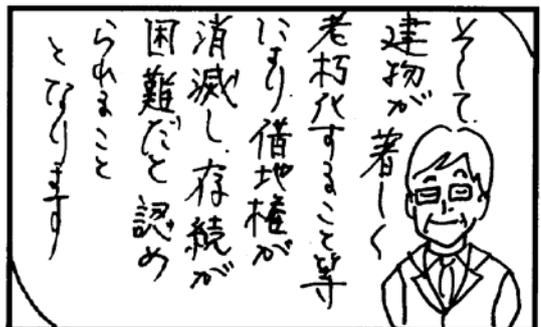
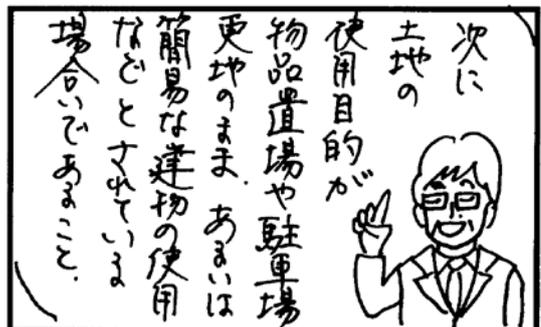
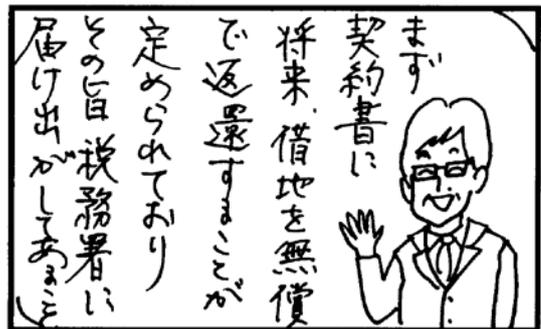
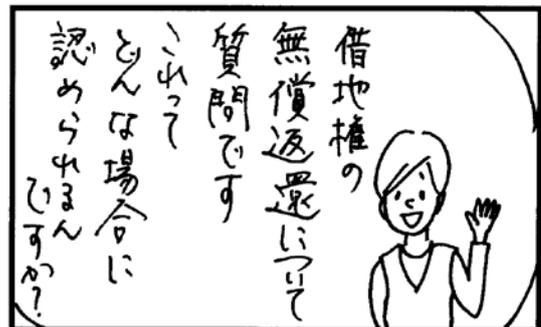
法人が、立退料等を授受する取引上の慣行がある地域において、借地の上に存する自己の建物等を、借地権の価額を含めないで譲渡した場合や借地の無償返還をした場合には、原則として、借地権の額に相当する金額を相手方に贈与したものと取り扱われます。

しかし、次のような場合には、借地権の無償返還が認められることとなっています。

①借地権の設定等に係る契約書において将来借地を無償で返還することが定められていること又はその土地の使用が使用貸借契約によるものであること(いずれもその旨が所轄税務署長に届け出られている場合に限られます)

②土地の使用の目的が、単に物品置場、駐車場等として土地を更地のまま使用し、又は仮営業所、仮店舗等の簡易な建物の敷地として使用するものであること

③借地上の建物が著しく老朽化したことその他これに類する事由により、借地権が消滅し、又はこれを存続させることが困難であると認められる事情が生じたこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】